

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部改正について

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例

静岡市ふれあい健康増進館条例(平成15年静岡市条例第193号)の一部を次のように改正する。
別表1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額

区分		金額	
1日 使用	全日使用券	15歳以上の者	1,010円
		3歳以上15歳未満の者	510円
	夜間使用券(午後 5時以降)	15歳以上の者	500円
		3歳以上15歳未満の者	250円
	回数券(6回分)	15歳以上の者	5,050円
		3歳以上15歳未満の者	2,550円
	団体使用券(15人 以上)	15歳以上の者	1人につき 610円
		3歳以上15歳未満の者	1人につき 310円
期間 使用	3月使用券	15歳以上の者	12,220円(70歳以上の者については、9,160円)
		3歳以上15歳未満の者	6,110円
	6月使用券	15歳以上の者	21,380円(70歳以上の者については、15,270円)
		3歳以上15歳未満の者	10,690円
	年間使用券	15歳以上の者	37,680円(70歳以上の者について

		は、25,460円)
	3歳以上15歳未満の者	18,840円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市ふれあい健康増進館条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券又は期間使用に係る使用券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は期間使用に係る使用券を使用して静岡市ふれあい健康増進館を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。